

通貨分散外国債券ファンド
追加型投信／海外／債券
投資信託説明書（交付目論見書）
（訂正事項分）
2019年4月18日

本紙は、「通貨分散外国債券ファンド」の投資信託説明書（交付目論見書(2019.1.5)）の訂正事項を記載したものです。つきましては、同投資信託説明書(交付目論見書)の該当部分を本紙にしたがい読み替えのうえ、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

通貨分散外国債券ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年1月4日に関東財務局長に提出しており、2019年1月5日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

1 【目論見書の訂正理由】

投資信託説明書（交付目論見書(2019. 1. 5)）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下の通り訂正するものです。

2 【訂正の内容】

訂正後の内容を記載しております。

本文9ページ

お申込みメモ

(略)

購入の申込期間	2019年1月5日から2019年7月4日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2019年6月27日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。 2019年4月19日から2019年5月28日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2019年4月19日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。 異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、2019年5月29日をもって当ファンドの取得申込の受付は中止いたします。 この場合、申込期間の末日は2019年5月29日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2019年6月27日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2019年4月19日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、2019年5月29日を最終日として当ファンドの取得の申込みの受付は中止され、以後の申込期間の更新は行われません。
---------	---

(略)

信託期間	無期限（2005年5月27日設定） ※書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は2019年6月27日に変更されます。
------	--

(略)

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2019年6月27日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。
2019年4月19日から2019年5月28日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2019年4月19日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。
また、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ2019年4月19日現在における知れている受益者の方に書面でお知らせいたします。
なお、信託終了（繰上償還）の決定（2019年5月29日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

以上

愛称 十二航路

通貨分散外国債券ファンド
追加型投信／海外／債券



投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2019.1.5

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

通貨分散外国債券ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年1月4日に関東財務局長に提出しており、2019年1月5日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 公債））	年12回（毎月）	グローバル（日本除く）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
設立年月日：1986年11月15日
資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：15,351億円
（資本金、運用純資産総額は2018年10月末現在）
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1 ファンドの目的・特色

Nkr

NZ\$

C\$

£

ファンドの目的

通貨分散外国債券ファンドは、通貨分散外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

◆マザーファンドを通じて、様々な通貨の債券に投資を行います

原則として米ドル、ユーロ、円を除いた通貨の債券を投資対象とします。

いろいろな通貨の債券を投資対象とすることで、収益機会が広がり、魅力的な投資機会が期待できます。

イギリス、ノルウェー、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカを主な投資対象国とします。

ただし、金利状況、投資環境等の変化に応じて、通貨、投資対象国の見直しを行うことがあります。



(2018年10月末現在の主な投資対象国)

◆信用力の高い債券に投資します

投資対象は、取得時においてA格以上またはA格相当以上の格付を得ている信用度の高い国債、州債、政府保証債、国際機関債に限定します。これにより債券価格変動リスクの抑制とファンドの安定性の維持に努めます。

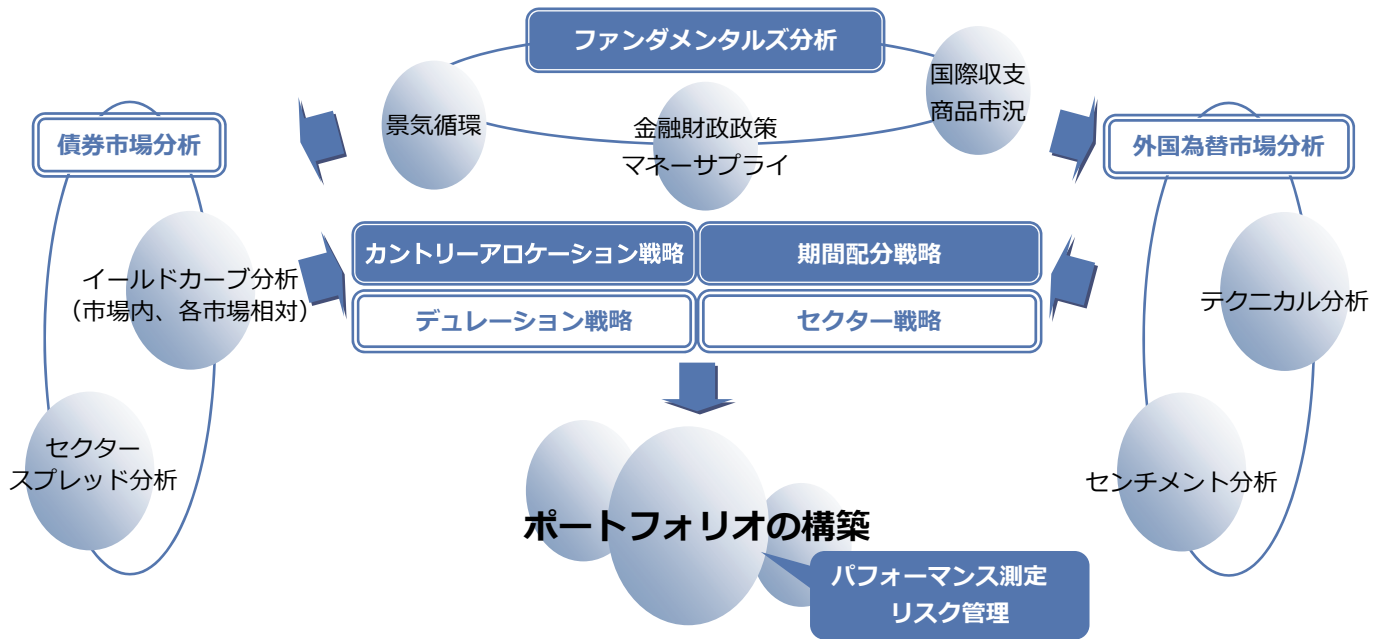
◆原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

外貨建資産を主要投資対象としますので、為替変動によって基準価額は影響を受けます。



運用プロセス

債券価格変動リスク、為替変動リスク等に配慮しつつワールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。



①ファンダメンタルズ分析

投資対象国の景気循環の中での位置（後退期、拡大期等）を見極め、これに対応した政策動向などを分析し、債券・為替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

②債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

③外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析などにより、各国通貨動向を判断します。

④ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カントリーアロケーション戦略、デュレーション戦略、期間配分戦略（バーベル戦略・ブレット戦略）、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

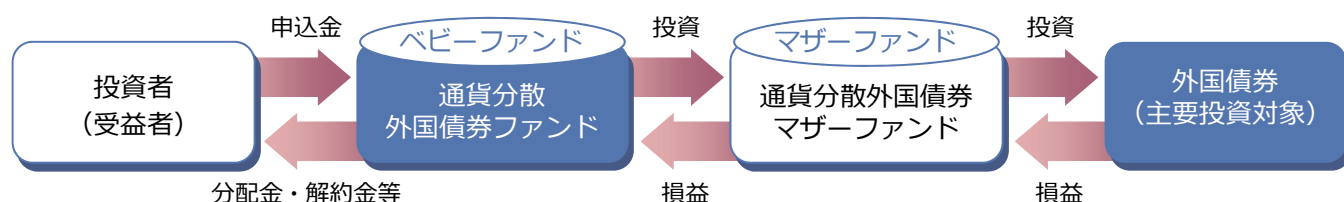
⑤パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

ファンドの仕組み

◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

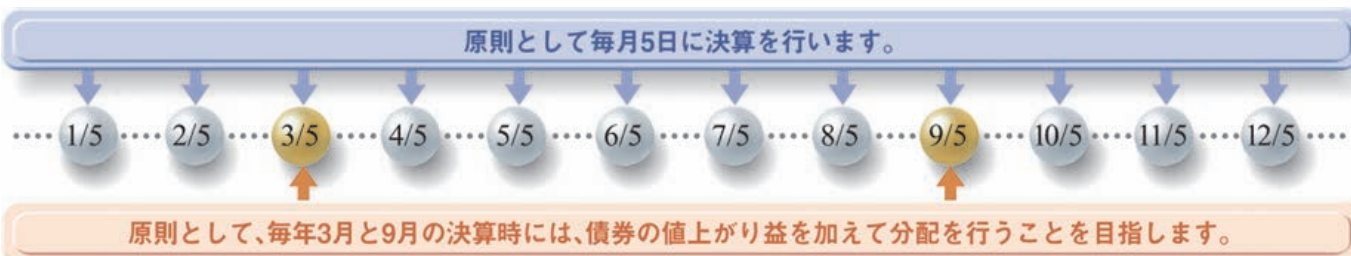
主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合については制限を設けません。

分配方針

毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、経費控除後の繰越分を含めた利子等収益および売買益（評価益を含みます。）から、原則として利子等収益を中心に分配を行います。また、売買益（評価益を含みます。）は、原則として毎年3月および9月の決算時に分配を行います。

・分配額の決定にあたっては、基準価額水準、市況動向等を考慮します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

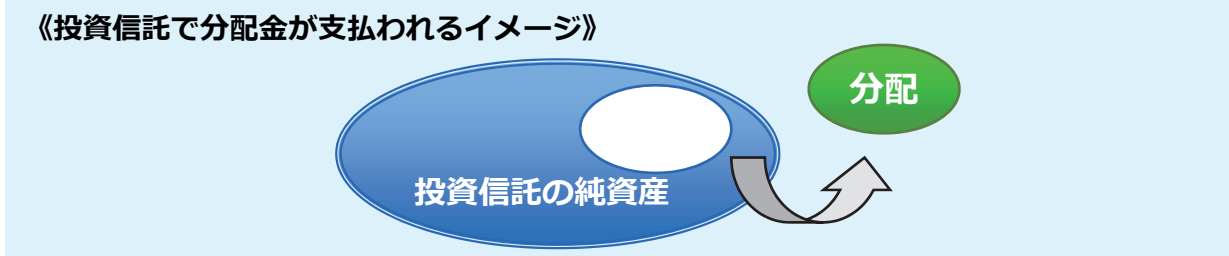
資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

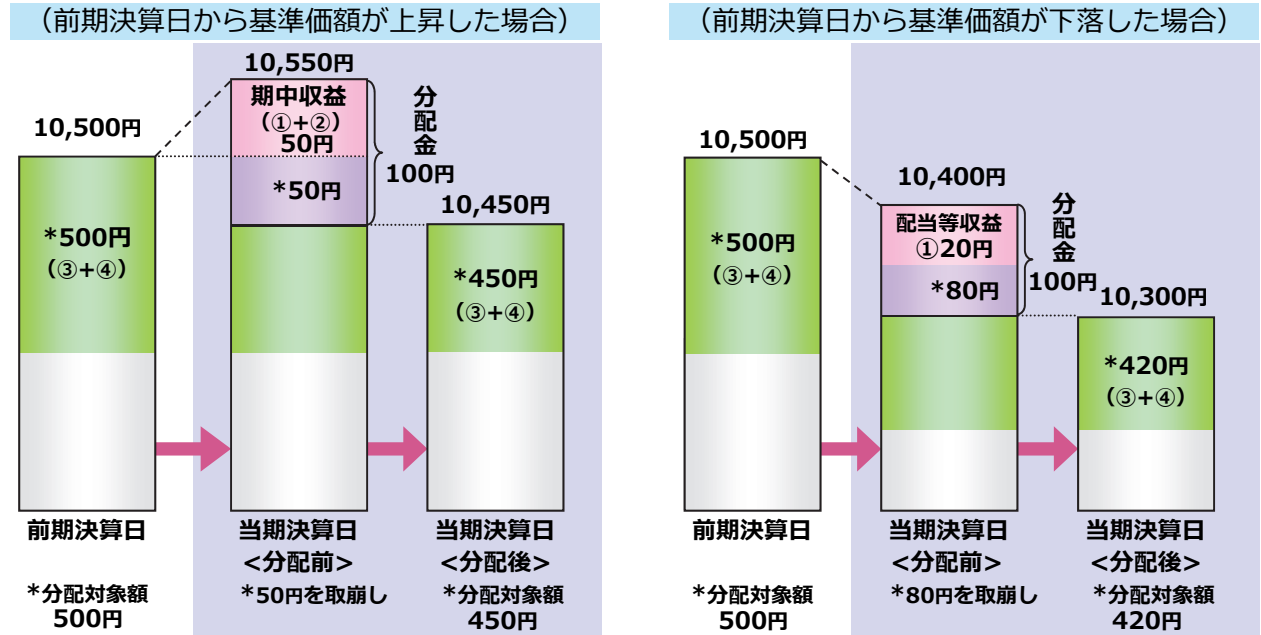
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

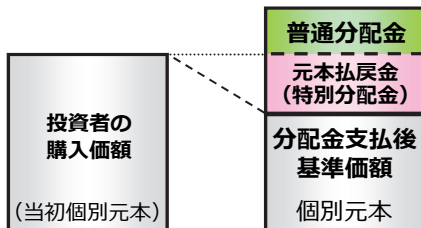
《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

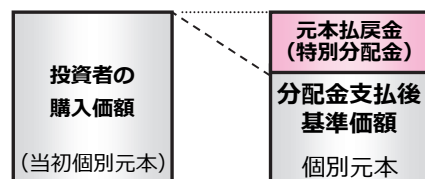
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

通貨分散外国債券ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。)) を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

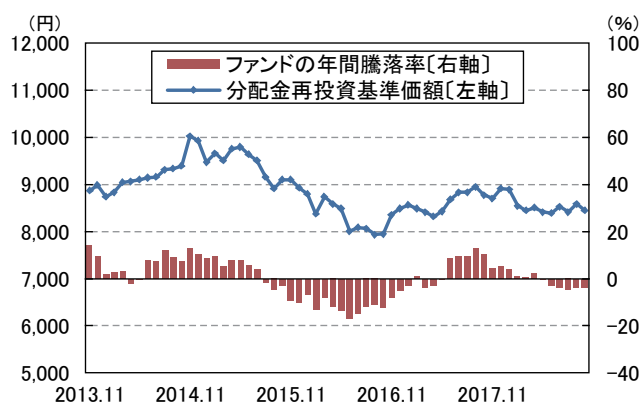
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

参考情報

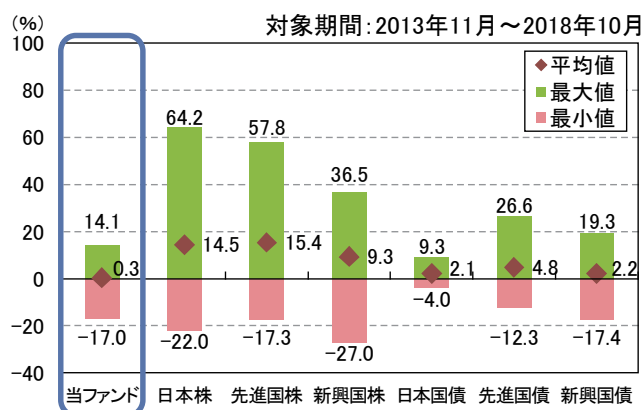
●当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

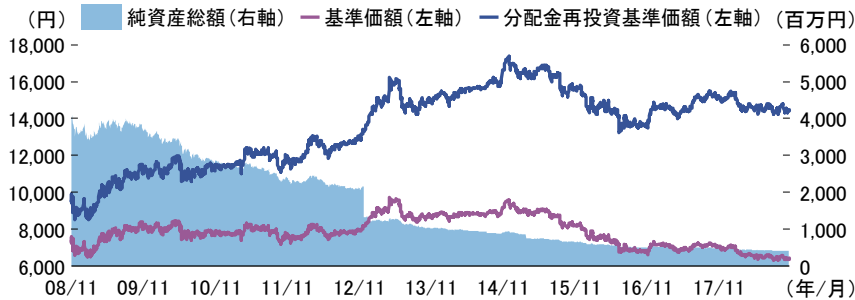
また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3 運用実績

2018年10月31日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2018年 10月	15円
2018年 9月	15円
2018年 8月	15円
2018年 7月	15円
2018年 6月	15円
直近1年間累計	334円
設定来累計	6,973円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	6,456円
純資産総額	424百万円

主要な資産の状況

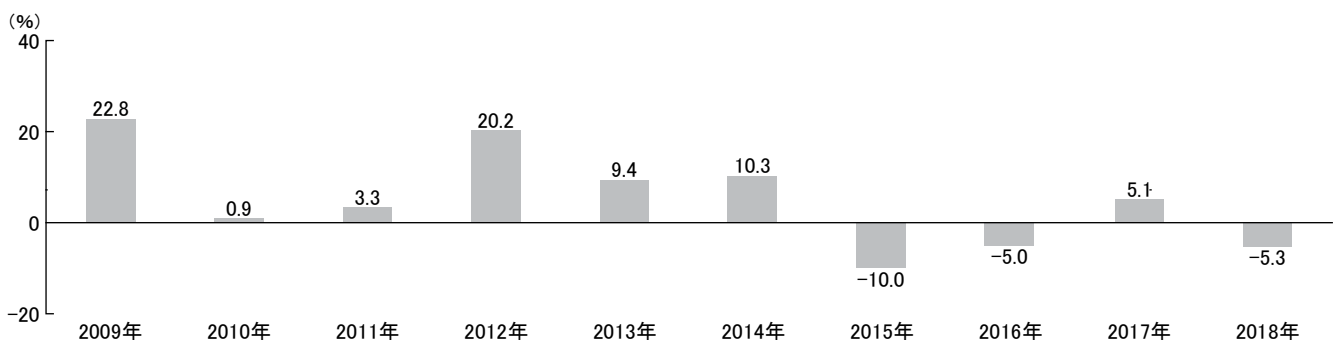
組入上位10銘柄（マザーファンド）

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	NZ LGFA 4.5%	4.5	2027年 4月 15日	ニュージーランド	地方債証券	12.23
2	NORWEGIAN GOV'T 3%	3	2024年 3月 14日	ノルウェー	国債証券	8.10
3	AUSTRALIAN GOVT. 4.75%	4.75	2027年 4月 21日	オーストラリア	国債証券	7.38
4	QUEENSLAND TREAS 5.5%	5.5	2021年 6月 21日	オーストラリア	特殊債券	5.18
5	QUEBEC PROVINCE 4.5%	4.5	2020年 12月 1日	カナダ	地方債証券	5.05
6	EUROPEAN INVT BK 1.25%	1.25	2025年 5月 12日	国際機関	特殊債券	4.82
7	TREASURY 4.25%	4.25	2032年 6月 7日	イギリス	国債証券	4.77
8	NZ LGFA 2.75%	2.75	2025年 4月 15日	ニュージーランド	地方債証券	4.60
9	AFRICAN DEV BANK 5.25%	5.25	2022年 3月 23日	国際機関	特殊債券	4.37
10	NED WATERSCHAPBK 0.7%	0.7	2023年 1月 25日	オランダ*	特殊債券	4.16

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

*通貨はスウェーデンクローナ

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2018年は10月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.1% の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	申込日がイギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業日にあたる場合は、購入・換金の申込の受付は行いません。
購入の申込期間	2019年1月5日から2019年7月4日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2005年5月27日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	4月および10月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.7% (税抜 2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年 1.08% (税抜 1.0%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p><内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配分</th> <th colspan="2">料率 (年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]</th> </tr> <tr> <th>100億円以下の部分</th> <th>100億円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.486%(税抜0.45%)</td> <td>0.432%(税抜0.4%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.54%(税抜0.5%)</td> <td>0.594%(税抜0.55%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="2">0.054%(税抜0.05%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">1.08%(税抜1.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>		配分	料率 (年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]		100億円以下の部分	100億円超の部分	委託会社	0.486%(税抜0.45%)	0.432%(税抜0.4%)	販売会社	0.54%(税抜0.5%)	0.594%(税抜0.55%)	受託会社	0.054%(税抜0.05%)		合計	1.08%(税抜1.0%)		支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
	配分	料率 (年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]																											
100億円以下の部分		100億円超の部分																											
委託会社	0.486%(税抜0.45%)	0.432%(税抜0.4%)																											
販売会社	0.54%(税抜0.5%)	0.594%(税抜0.55%)																											
受託会社	0.054%(税抜0.05%)																												
合計	1.08%(税抜1.0%)																												
支払い先	役務の内容																												
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																												
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																												
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																												
合計	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率																												
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用 (監査費用) として監査法人に年 0.0054% (税抜 0.005%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>																												

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して……20.315%

※上記は、2018年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、
毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所
得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできま
せん。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満20歳以上の方、ジュニアNISA
（ニーサ）は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する
方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細
につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。